

確 認 書

(以下「甲」という。)とSSKファシリティーズ株式会社(以下「乙」という。)とは、甲乙間において令和 年 月 日に締結された人材紹介に関する契約に付帯して、次のとおり確認し、各自1通保有する。

第1条(紹介手数料)

甲が乙に支払う紹介手数料は次のとおりとする。

- ☐ 本採用後1年間に支払う予定の年収(通勤費を除く全ての諸手当及び賞与を含む)の %
- ☐ 採用者に支払う予定年俸 万円の %
- ☐ 定額 円
- ☐ その他

なお、紹介手数料には別途、消費税及び地方消費税を加算する。

また、乙が以前に甲に紹介した人材を、甲が乙の仲介によらずして採用した場合でも、甲は上記紹介手数料を支払う。

第2条(支払条件)

紹介手数料の支払期は、紹介した採用者が甲に入社した日の属する月の翌月末日(金融機関休業の場合、前営業日)とし、乙の指定する銀行口座に振込送金して支払う。

第3条(紹介手数料の返還)

甲に入社後、採用者が自己都合により退社した場合、乙は甲に対し紹介手数料を返還する。

- ・入社後、満1ヶ月までの場合、紹介手数料の100%(税込)
- ・入社後、満1ヶ月を超え満3ヶ月までの場合、紹介手数料の50%(税込)
- ・入社後、満3ヶ月を超え満6ヶ月までの場合、紹介手数料の25%(税込)

2 採用者が申し出た退社理由が自己都合であっても、採用に際し甲が告知した採用条件と実際が乖離していた場合、ハラスメントがあった場合、人員整理が存在した場合など、退社について甲の責めに帰すべき事由によるときは、乙は紹介手数料の返還をしない。

年 月 日

甲：

印

札幌市白石区南郷通14丁目北3番37号

SSKファシリティーズ株式会社

乙： 代表取締役

佐藤 博

印